

必要に応じて添付する書類

○各種加算等の申出に係る挙証資料（申出する加算等に応じて必要となる挙証資料及び当該加算等に係る決定通知書等）

挙証資料は申出書の「5.加算等の申出」の「挙証資料の例」を参照してください。

○結婚、離婚等により世帯主又は世帯員の氏名が変更となっている場合は、保護受給当時の氏名が記載された戸籍謄本（全部事項証明書）

○代理による申出を行う場合は、委任状、身分証明書類、本人との関係を証する書類

◆身分証明書類

- ・マイナンバーカードの写し（表面（番号の記載がない面））
- ・運転免許証の写し 等

◆本人との関係を証する書類

- ・世帯員及び親族：本人との関係がわかる戸籍謄本
- ・施設等の職員：職員であることが分かる書類 等

◆委任状

以下の内容を満たす任意の様式

- ・杉並福祉事務所長あて、・申出年月日、・委任者氏名
- ・「平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に係る申出について、下記の者を代理人に定めて、申出書作成・提出及び添付書類の提出を委任します。」
- ・代理人住所、・代理人氏名、・代理人電話番号